

授業科目の履修方法等について

この履修要綱は学則および別科規程に定められた履修すべき授業科目と単位を説明したもので、特に変更の指示がない限り、修了までこの要綱に従い授業科目を履修することになります。

1. 授業科目的単位

大学では単位制が採用されています。単位制とは、一つ一つの授業科目に一定の基準により定められた単位があり、履修した授業科目に対して、試験その他の方法により学習評価をした上で、その単位が与えられる制度です。

単位計算の基準は次のとおりです。なお各授業科目的単位は、学習活動 45 時間を標準としています。

| | |
|-------|---|
| 講義・演習 | 毎週 1 時間 15 週の授業に対して 1 単位が基準となっているもので、毎週 2 時間（実際上は 90 分になっているが、制度上は 2 時間と計算している）の授業を行い、1 年間（30 週）で完結するものは 4 単位となる。また、半年で完結するものは 2 単位となる。 |
|-------|---|

2. 履修届

年度初めに履修に関する説明を受け、各自が履修しようとする授業科目を選び、指定された期日までに、指定の履修届用紙によって教務課に登録してください。その際の登録は各自の責任において行うもので、間違いがあった場合、その科目は無効となります。

登録の際は特に次の点に注意してください。

- (1) 別科神道専修 I 類、II 類とも、時間割は年度初めに発表する。
- (2) 登録しない授業科目は、受講することはできない。
- (3) 登録した授業科目が未修得となった場合、必修科目については再履修をしなければならないが、その際、担当教員が前回と同じである必要はない。

3. 授業時間帯について

授業は、月曜日から土曜日までの夜授業時間帯（第 6 時限、第 7 時限）に開講されています。

授業は、学習活動の基本であり、毎回出席することが必要です。

欠席が授業回数の 1/3 以上になると試験を受験することができなくなり、とくに、正当な理由が無く、欠席が著しく多い場合には、懲戒処分として退学になる場合があります。

| 渋谷キャンパス | | |
|---------|--------|-------------|
| 夜開講時間帯 | 第 6 時限 | 17:50~19:20 |
| | 第 7 時限 | 19:30~21:00 |

4. 授業科目の履修

①別科神道専修 I 類（修業年限 1 年）

別科神道専修 I 類に 1 年以上在学し、所定の単位を修得すれば修了として認定され、修了証が授与されます。また、在学中、指定された神社実習を修め、所定の手続を行えば、神社本庁神職階位「権正階」が授与されます。神社実習、および階位申請の手続は神道研修事務課が担当します。

修了に要する単位数は下記のとおりです。

別科神道専修 I 類修了に必要な単位

必修科目 9 科目 32 単位（別表のとおり）

神社実習 ☆

☆印の「神社実習」については、年度初めに神道研修事務課で所定手続を完了してください。

別科神道専修 I 類開設科目

| 授 業 科 目 | | 単位 | 1年開講 | 備 考 |
|------------------|-------------|----|------|---------|
| 必 修 科 目 | 神社神道概説 | 4 | ○ | |
| | 神道文献 | 4 | ○ | |
| | 神道古典 I | 4 | ○ | (古事記) |
| | 神社祭式同行事作法 I | 2 | ○ | (含神社故実) |
| | 祝詞 I | 2 | ○ | (講読) |
| | 神社関係法規 | 4 | ○ | (含神社実務) |
| | 宗教概説 | 4 | ○ | |
| | 国史 | 4 | ○ | |
| | 国文 | 4 | ○ | (含国語) |
| | 合 計 | | 9科目 | 32単位 |

※ 「神社祭式同行事作法 I」、「祝詞 I」は、通年 2 単位の科目です。

②別科神道専修II類（修業年限2年）

別科神道専修II類に2年以上在学し、所定の単位を修得すれば修了と認定され、修了証が授与されます。また、在学中、指定された神社実習を修め、所定の手続を行えば、神社本庁神職階位「正階」が授与されます。神社実習、および階位申請の手続は神道研修事務課が担当します。

修了に要する単位数は次表のとおりです。

別科神道専修II類修了に必要な単位

必修科目 18科目 64単位（別表のとおり）

神社実習 ☆

☆印の「神社実習」については、年度初めに神道研修事務課で所定手続を完了してください。

別科神道専修II類開設科目

| 授業科目 | 単位 | 1年開講 | 2年開講 | 備考 |
|------|-------------|------|-----------|---------|
| 必修科目 | 神道概論 | 4 | | ○ |
| | 神社神道概説 | 4 | ○ | |
| | 神道史概説 | 4 | | ○ |
| | 祭祀概論 | 4 | | ○ |
| | 神道神学 | 4 | | ○ |
| | 神道文献 | 4 | ○ | |
| | 神道古典I | 4 | ○ | (古事記) |
| | 神道古典II | 4 | | (日本書紀) |
| | 神道古典III | 4 | | (延喜式祝詞) |
| | 神社祭式同行事作法I | 2 | ○ | (含神社故実) |
| | 神社祭式同行事作法II | 2 | | (含神社有職) |
| | 祝詞I | 2 | ○ | (講読) |
| | 祝詞II | 2 | | (作文) |
| | 神道教化概説 | 4 | | ○ |
| | 神社関係法規 | 4 | ○ | (含神社実務) |
| | 宗教概説 | 4 | ○ | |
| | 国史 | 4 | ○ | |
| | 国文 | 4 | ○ | (含国語) |
| | 合計 | | 18科目 64単位 | |

※「神社祭式同行事作法I」、「神社祭式同行事作法II」、「祝詞I」、「祝詞II」は、通年2単位の科目である。

5. 単位の認定・試験

単位は、年間の受講状況（授業回数の2／3以上出席しなければなりません）、学習の評価等によって、合否がきめられます。

成績評価の方法には次の種類があります。

| | |
|----------------|---|
| 授業時試験 | 原則として最終授業時に行う試験。 |
| 期間内試験 | 授業時試験とは別に設ける試験期間に行う試験。 |
| 平常点 | 平常点＝平常授業時の各種評価で判定。 |
| リポート (単位論文) | 筆記試験に代わるものとして、あらかじめテーマを告示し、各自作成したものを持たせられた日時・場所に提出し、それによって評価する（注2）。 |

注1) 授業時試験・期間内試験を受験する際には、「受験上の注意」を参照すること。

注2) ページをふり、所定の表紙をつける。手書きの場合は、ペンまたはボールペン（消せないもの）書きとする。様式・枚数等については担当教員の指示に従って作成する。締切日時を過ぎたものは、一切受理しない。

6. 追試験

授業時試験・期間内試験を病気その他やむを得ぬ理由により受験できなかった学生に対して、追試験を行います。追試験の受験を希望する学生は、指定された申込期間中に所定の追試験願に欠席の理由を証明する公的書類を添え、受験料を納付の上、教務課へ申し込んでください。

自己の不注意および次表にしめす証明書のない者は、理由のいかんを問わず追試験を受けることはできません。

欠席理由と証明書・受験料は次のとおりです。

| 理 由 | 受験料 | 証 明 書 |
|---|-----|--|
| 病気・怪我 | 有料 | 医師の診断書（試験当日に通院・療養中であったことを証明するもの）。他は不可。 |
| 学校保健安全法施行規則第十八条に定められた感染症による欠席（インフルエンザ等） | 無料 | |
| 忌引（両親、兄弟、姉妹、祖父母） | 無料 | 死亡に関する公的証明書（会葬礼状でも可） |
| 就職試験 | 有料 | 就職試験受験を証明するもの |
| 災害（台風、水害、火災等） | 無料 | 官公庁による被災証明書 |
| 交通関係（事故、遅延） | 無料 | （自宅からの通常の）交通機関の証明書 |
| 授業実習（介護等体験・教育・神社） | 無料 | （神道研修事務課、教務課の）証明書 |
| 裁判員に選任 | 無料 | 呼出状（確認後、返却します。） |

注1) 授業時試験・期間内試験を受験する際には、「受験上の注意」を参照すること。

注2) 再試験についての詳細は、毎年掲示により告知する。

7. 単位修得（成績）の通知

すべての成績は、各年度末（3月上旬）に教務課の指定する日時に通知します。前期で終了する科目の評価結果は、後期授業開始前に本人に通知します（教務課指定の日時）。

なお、成績評価の基準は以下の通りです。

| 成績評価基準 | | |
|-----------------|--------|-----|
| 評価 | 基準点 | 合否 |
| A ⁺ | 100～90 | 合 格 |
| A | 89～80 | |
| B | 79～70 | |
| C | 69～60 | |
| D | 59～0 | 不格 |
| R ^{注)} | 評価対象外 | |

注) R = 授業出席日数不足、定期試験やリポートの提出を放棄した場合の成績評価。単位は認定されない。

8. 休 講

- 1) 大学の行事等により休講する場合があります。その際は、國學院大學ホームページまたは各キャンパスの掲示板に掲示します。
- 2) 教員の都合により休講する場合があります。その際は、國學院大學学修支援システム「K-SMAPY」でお知らせします。
- 3) 交通ストライキ、又は台風による大雨や暴風、大雪等の自然災害で山手線・東急田園都市線のいずれかが全面運休（始発駅から終点駅で上下線とも運休、山手線の場合は内回り・外回りとも運休している）した場合は、その時点で渋谷・横浜たまプラーザとも全学休講とします。
- 4) 気象庁・地方気象台から発表される警報で、「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」が東京都全域または神奈川県東部に発令された場合は、その時点で渋谷・横浜たまプラーザとも全学休講とします。

なお、警報が発令されていない場合でも、気象状況が悪化し、登下校の危険が予測される場合は全学休講とすることがあります。

- 5) 交通機関の運行再開および気象警報の解除の場合は、以下の基準により全学休講を変更し、授業を実施します。

| 運行再開または警報解除時刻 | 授業の実施時間 |
|---------------|-----------------|
| 午前 6 時まで | 第 1 時限から平常どおり実施 |
| 午前 10 時まで | 第 3 時限から平常どおり実施 |
| 午後 2 時まで | 第 6 時限から平常どおり実施 |

- 6) 定期試験中の対応は授業と同様とします。
- 7) 交通機関の運休や気象警報の発令による休講およびそれらの解除による授業の実施に関しては國學院大學ホームページでお知らせしますので、必ずホームページを閲覧するようにしてください。

9. 大学からのお知らせ

学修上、その他一般に周知を要する事項についてのお知らせは、原則として大学のホームページおよびK-SMAPYにより行います。重要な事項についても同様の方法によるので、定期的にホームページおよびK-SMAPY等を確認する習慣をつけてください。学生個人に対する伝達は、原則としてメールを使用しますので、「大学からのお知らせ」を確実に受け入れるメールアドレスを、K-SMAPYに必ず登録してください。

電話による問合せ（行事予定、休講、学籍、授業および試験に関すること等）、およびメールによる問い合わせは、間違いが生じやすいので一切応じません。

10. 神社実習について

- (1) 別科生は神社実習（以下実習という）をⅠ類においては在学中1ヵ年間、Ⅱ類においては在学中2ヵ年間履修しなければならない。
- (2) 実習は個人実習及び集団実習の2種を課し、個人実習は本学の指定する実習神社において行い、原則として住込実習を課す。
集団実習は入学年度当初の集合教育と神社本庁主催の総合実習とする。
- (3) 実習は、別科長を責任者として実施する。
- (4) 個人実習の指導は、実習神社所在の神社庁長の推薦する適格者を担当者として行う。
- (5) ①病気・職業・家族関係その他による止むを得ない理由のある者は、延期願を提出し、許可を得た場合に限り、次年度又は修了後に実習を履修することができる。
②止むを得ない事情を生じた場合には協議の上、実習神社の変更その他必要な措置を行う。
③実習を継続させることが適当でないと認められる者は、実習を停止させることができる。
- (6) 虚偽の延期願を出した者、無断で実習を放棄した者、若しくは実習に関し不都合な行為のあった者に対しては、懲戒処分その他の措置を行うことができる。
- (7) 実習延期中の者、及び停止中の者に対しては、一定の補習及び補導を行う。
- (8) 実習に関する業務は神道研修事務課が担当する。

國學院大學別科規程（学則第2条第11項）（抄）

第1章 総 則

第1条 この規程は、國學院大學学則第2条第11項の規定により、國學院大學別科に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 別科は簡易な程度において、神職に必要な知識及び技能を授けることを目的とする。

第3条 本学におく別科の名称は、次のとおりとする。

別科神道専修 I類

別科神道専修 II類

第2章 組 織 等（第4条～第8条省略）

第3章 履 修 ・ 成 績 等

第9条 別科の修了に要する単位は、次のとおりとする。

別科神道専修 I類 必修科目 32 単位

別科神道専修 II類 必修科目 64 単位

第10条 別科に開設しかつ履修させる学科目及び単位数は、別表のとおりとする。ただし、別表記載以外の学科目を開設しかつ履修させ、もしくは別表の学科目の代りに履修させることができる。
(別表省略)

第11条 学生は履修しようとする学科目を、毎年度所定の期間内に届け出なければならない。

第12条 学業成績は試験により定める。

第13条 別科に所定の期間在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、修了とし、修了証書を授与する。

第14条 別科の学費は別表(2)のとおりとする。(別表(2)省略)

第15条 本規程に定めのない事項については、國學院大學学則を準用する。